

東京都立東大和南高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

平成26年9月10日
令和3年6月14日修正
令和7年6月24日一部改正
校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめはどの学校でもどの学級でも起こりえるという認識の下に、日常的に未然防止に取り組む姿勢をもち、早期発見に努め、いじめを把握した場合は速やかに対応する。
- (2) いじめの周りにいる生徒が「いじめを見て見ぬふりをしない」よう、日常的に道徳教育や人権教育、奉仕の精神を通して、生徒の自治力を高める指導を行い、いじめの未然防止にも努める。
- (3) 個々の教員のいじめに対する鋭敏な感覚と指導力、それをバックアップしていく学校全体の組織力を高める。
- (4) 担任の温かい学級経営を支援し、担任1人がいじめ問題を抱え込むことがないように、組織で情報を共有し対応する体制作りを行うとともに、被害にあった生徒が安心して学校生活を送ることができるような学校体制を整える。

2 学校及び教職員の責務

いじめ防止対策推進法第8条に基づき、東京都立東大和南高等学校および教職員は、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所、学校運営連絡協議会協議委員、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

東京都立東大和南高等学校いじめ対策委員会は、本校生徒の健全育成のため、いじめが行われない環境づくりと、万が一、発生した場合の対応について協議することを目的とする。

イ 所掌事項

- いじめの未然防止
- いじめ発生時の適切な対応
- いじめ重大事態への対応
- いじめ防止のための研修会の企画・運営

ウ 会議

いじめが疑われる事案が発生するなどの必要が生じた場合、即時開催する。

エ 委員構成

東京都立東大和南高等学校いじめ対策委員会は、次の者を構成員とする。

- 校長
- 副校長

- 経営企画室長
- 生徒部主任
- 教務主任
- 特別支援コーディネーター
- 養護教諭
- スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

東京都立東大和南高等学校サポートチームは、問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校・家庭・地域・関係機関が一体となった取組を進めるために設置する。

イ 所掌事項

- いじめ及び問題行動の未然防止に向けた情報交換
- いじめ及び問題行動の早期発見・早期対応に向けた情報交換
- 本校の取組を公開し、保護者からの要望や専門家からの助言をいただく

ウ 会議

学校運営連絡協議会終了後に、開催する。

エ 委員構成

- 校長
- 副校長
- 生徒部主任
- 養護教諭
- 所管警察署少年係長
- 保護者代表

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 「いじめは人間として絶対に許されない」との理解を徹底させ、周囲で傍観している行為もいじめる行為と同様であるとの認識をもたせるため、学校教育活動全体をとおしていじめがない環境づくりに取り組むための教育計画を実施する。
- イ いじめ問題に適切な対応が行えるようにするため、また、教員一人ひとりが生徒の変化に気づけるようにするためにも、校内研修での事例研究発表や、カウンセリング演習などの実践を重ねて、教職員の指導力を高める。
- ウ 特別な支援を要する生徒に対しては、ケース会議等を実施することにより、対応策を決定し、いじめられる恐れのある生徒に寄り添い、徹底して守りとおす指導を行う。
- エ 学校長のリーダーシップのもと、教職員の役割分担や責任の明確化を図り、学校いじめ対策委員会、学校サポートチームが主体となって、全教職員が一致協力した指導体制を確立する。
- オ いじめは家庭教育の在り方にも関わりが大きいことから、ホームページ等を通じて情報発信を行い、学校と家庭とが連携した取組を推進することを周知する。

(2) 早期発見のための取組

- ア 生徒への年3回のアンケート実施や面談の実施、スクールカウンセラーや養護教諭、特別支援教育コーディネーター等が連携できる支援体制づくりを進める。
- イ アで進めた支援体制を中心に情報を収集し、適切に管理して、丁寧な情報共有に努める。
- ウ 保護者向けのカウンセラー便りを発信し、本校のスクールカウンセラーの紹介及び活用方法などを周知し、つながりやすい環境整備に努める。また、1学期中に1学年の全員面接を実施する。
- エ 担任は、年間で複数回にわたる生徒との個別面談を行い、生徒自身の状況把握をするとともに、友人関係や学級・部活動等の把握をして、包括的な理解に努める。

(3) 早期対応のための取組

ア 初期対応

いじめの初期対応は、最も重要であり、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先にして迅速かつ丁寧に進める。いじめの兆候を見逃さない教職員の目と、担任一人が問題を抱え込まずに組織的な対応がとれる集団が必要であるとの認識に立ち、管理職への速やかな報告や関係する委員会の開催、スクールカウンセラーによる面接などを展開する。

イ 被害生徒への支援

いじめにあった生徒に対しては、共感的かつ受容的な態度で寄り添い、支援にあたる。安心して学校生活を過ごしていけるように、教職員での連携、家庭との連携を図って見守りの体制を構築する。そして、心理的なストレスを軽減するため、スクールカウンセラーの面接や必要に応じた柔軟な学習支援等を検討し、実施していく。

ウ 被害生徒の保護者への対応

被害生徒の保護者には、学校の指導方針を丁寧に伝え、今後の対応について協議をする。

エ 加害生徒・保護者への対応

いじめを行った生徒に対して、担任や学年、生徒部及びスクールカウンセラーを中心に、指導助言や聞き取りを行う。そして、心理的な孤立感や疎外感を与えることなく、いじめ行為に対する毅然とした指導と、粘り強い対応で正しい認識をもたせる。また、保護者に対しても、いじめの重大さを認識してもらえるように努め、学校と家庭が連携し、加害生徒の変容を図るための協力関係を構築する。

オ 関係機関との連携

聞き取り状況にあわせ、東京都教育委員会や教育相談センターなどの教育関係機関との連携を図る。また、警察等の外部の専門的な機関との連携が必要な事案に対しては、適切に対応する。

(4) 重大事態への対処

ア 被害生徒の保護に関する具体的方策

いじめ重大事態発生時には、まず被害生徒の生命の安全と保護の立場に立ち、安全・安心な環境づくりを最優先に行う。

イ スクールカウンセラーやその他専門家支援の活用計画

いじめ重大事態発生時には、東京都教育委員会や教育相談センターなどと連携を図りながらスクールカウンセラーによる心のケアを行うとともに、ケースに応じた専門家支援の活用につなげる。

ウ 関係機関との連携

警察署、児童相談所、子ども家庭支援センター、TEPRO法律相談等の学校外機関とも連携し、必要に合わせた最善策をとる。

5 教職員研修計画

- (1) いじめ認知や事例研究などに関する研修を実施する。
- (2) 体罰やセクハラ等の教職員による不適切指導防止研修を実施する。
- (3) 6月及び11月の「ふれあい月間」の適切な運用に努める。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) ホームページや39メール等を活用した周知等を行う。
- (2) 学校運営連絡協議会や学校サポートチーム等で適切に情報を開示する。